

香川県地域密着型サービス外部評価機関選定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">香川県地域密着型サービス外部評価機関選定要綱</p> <p>1 略</p> <p>2 評価機関の要件</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 認知症介護に関する学識経験者、認知症対応型共同生活介護事業者、認知症高齢者等の家族の代表者等からなる評価審査委員会を設置していること。</p> <p>評価審査委員会は、実施要綱別紙2の6の(3)のただし書きによる場合のほか、1年に1回を目途として定期的で開催され、評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るものであること。</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>(6) 次のように公正中立な立場で外部評価を実施することが困難な状況があるなど、外部評価を行うことが不相当と認める事由がないこと。</p> <p>ア 当該法人が自ら認知症対応型共同生活介護事業所を設置・運営しているとき。</p> <p>イ 当該法人の理事会等の構成員の多数が、認知症対応型共同生活介護の事業者又は従業者によって占められているとき。</p> <p>ウ 外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられていないなど、安定的な事業運営の可能性に疑義があるとき。</p> <p>(7) 略</p> <p>3 評価調査員の要件</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のように評価調査員は、第三者としての客観的な観点から評価の実務を行うに当たって、不相当と認める事由がない者であること。</p>	<p style="text-align: center;">香川県地域密着型サービス外部評価機関選定要綱</p> <p>1 略</p> <p>2 評価機関の要件</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 認知症介護に関する学識経験者、<u>小規模多機能型居宅介護事業者、</u>認知症対応型共同生活介護事業者、認知症高齢者等の家族の代表者等からなる評価審査委員会を設置していること。</p> <p>評価審査委員会は、実施要綱別紙2の6の(3)のただし書きによる場合のほか、1年に1回を目途として定期的で開催され、評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るものであること。</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>(6) 次のように公正中立な立場で外部評価を実施することが困難な状況があるなど、外部評価を行うことが不相当と認める事由がないこと。</p> <p>ア 当該法人が自ら<u>小規模多機能型居宅介護事業所又は</u>認知症対応型共同生活介護事業所を設置・運営しているとき。</p> <p>イ 当該法人の理事会等の構成員の多数が、<u>小規模多機能型居宅介護又は</u>認知症対応型共同生活介護の事業者又は従業者によって占められているとき。</p> <p>ウ 外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられていないなど、安定的な事業運営の可能性に疑義があるとき。</p> <p>(7) 略</p> <p>3 評価調査員の要件</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のように評価調査員は、第三者としての客観的な観点から評価の実務を行うに当たって、不相当と認める事由がない者であること。</p>

- ア 認知症対応型共同生活介護事業所を運営している者。
- イ 認知症対応型共同生活介護事業所に勤務している者。
- ウ 認知症対応型共同生活介護事業者により組織される団体の役職員。

4～8 略

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- ア 小規模多機能型居宅介護事業所又は認知症対応型共同生活介護事業所を運営している者。
- イ 小規模多機能型居宅介護事業所又は認知症対応型共同生活介護事業所に勤務している者。
- ウ 小規模多機能型居宅介護事業者又は認知症対応型共同生活介護事業者により組織される団体の役職員。

4～8 略

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。